注５　⑵の業務区域の欄は、加入申込みがあった場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域を記載することとし、区分別の欄は、業務区域を区分してその業務の提供を行う場合には、業務開始予定年月日ごとに区分した区域を記載すること。

（記載例）

⑵　設備の規模	業務区域			引込端子の数	業務開始（予定）期日
	全域		（何）市（何）町、（何）町、（何）町（何）丁目から（何）丁目まで	5000	年　月　日
	区分別	第一期	（何）市（何）町	3000	年　月　日
		第二期	（何）町（何）丁目から（何）丁目まで	2000	年　月　日

注６　⑵の引込端子の数は、第111条第２項及び第３項の規定により算出した数を記載すること。

注７　⑶のＩＰアドレス、伝送容量及び用途の欄は、ヘッドエンドからＩＰ放送方式で伝送するために使用するＩＰマルチキャストアドレス及びその伝送に必要となる伝送容量について記載することとし、用途の欄には、例えば、「ＮＨＫ（何）テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送」、「（何）社（何）デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「（何）社（何）一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

（記載例）

⑶　使用するＩＰアドレス	ＩＰアドレス	伝送容量	用途
	（239．０．０．１）	10Mbps	テレビジョン放送
	（239．０．０．２）	15Mbps	テレビジョン放送

注８　区間によって使用するＩＰアドレスが異なるときは、区間ごとの使用するＩＰアドレスが明らかになる方法により記載すること。

注９　再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注10　⑷のヘッドエンドの欄は、「別図（ヘッドエンド系統図）に記載のとおり」と記載し、別図に、⑸、⑹及び⑺の欄の機器又は装置についての系統を記載し、受信空中線については、受信空中線の位置における受信する電波の電界強度及び周波数を、連絡線については、連絡区間のこう長を、⑸の欄については、それぞれの入出力周波数を付記すること。